



安全の確認は全てに優先する 安全管理委員会委員長 西田保男

就業中の事故につき昨年度の統計を見ると、件数自体は前年度より減少傾向にあります。事故の型別の内訳を見ると「転倒」が最も多く、次いで「墜落・転落」となり全事故

件数の約半数を占めています。そこで今年度は、安全就業

対策の重点項目の一つに「転倒・転落事故の防止」を掲げ、その啓発指導に取り組んでいくと

骨折など大きな怪我につながりやすい高齢者の転倒。「年をとると転倒するのはある程度仕方がない」と思っていたらそれは大間違いで、適切な対応を取ることでも多くを防ぐことが

事故の原因は九割以上が不安全行動に関係しているといわれています。つまり、安全ルール違反や注意不足によるエラーが重なる

と大事故になるのです。

人間はとかくエラーを犯すものですが、しかし安全ルールを守っていれば大事故は回避

「怖いのは安心と慣れ」ルールを無視・軽視した行動は、加齢に伴う身体機能の低下も手伝ってか、多くなりがちです。少々面倒でも「安全の確認は全てに優先する」ことを習慣づけて欲しいものです。また、加齢によって変化した自分の身体を知ること、予防の出発点として大事です。

また人間は楽をしたいもので、遠回りすれば確実に安全なのに、少々危険を冒してでも近道を選んでしまいます。たまたま今まで事故にならなかつたから、これからも大丈夫と思つたところに事故に遭つてしまうのです。

当センターでは今年も重篤事故が発生しています。各職群においても、健康と安全に関する遵守事項を再確認し、安全意識の向上に努めましょう。

高齢者である会員が大きな怪我をすれば生活が大きく変わってしまう、ご本人ばかりでなくご家族や周囲の人にも影響を与えます。一つの事故の陰には時間・消費など様々な損失が発生するのです。

日々の努力で防げる事故は防いで、自分らしく健康に過ごしましょう。

※年末は新年を迎える準備など慌ただしくなるとともに、気持ちが緩みがちになることから、注意が散漫になります。しっかり周囲の安全を確認し、安全就業・そして交通事故防止に努めましょう。就業中



自転車事故に遭わないために

青柳 奎吾

八千万台以上の自転車を保有し、中国・米国に次いで、世界第三位の自転車保有国日本。

しかし同時に世界第一位の自転車事故大国でもあります。

環境によく、健康にも、そしてお財布にも抜群の効能を発揮する自転車という乗り物。

年々増加する自転車事故を減らすには私たちは何をしなければいけないのでしょうか。快適に使うにはどうすればよいのでしょうか。

自転車に乗ることで、カロリーを効率的に燃焼させ、新陳代謝を活発にする、このことが生活習慣病のリスクを抑え、アンチエイジングに結びつきます。自転車運動は最も効果的なエアロビクス(有酸素運動)だからです。

自動車関連事故は啓蒙活動や、安全対策が徹底して減少傾向にある中、自転車が歩行者を死傷させる数もダントツに多いのが日本です。

それは専用レーン等の「インフラ」整備の問題、「法整備」の問題がありますが、「乗る人の意識」が一番問題なのではないでしょうか。

「軽車両」といわれながら、長い間歩道を走らせられてきた自転車、最近歩行者を巻き込む自転車の事故が絶えません。自転車は若年からお年寄りまで幅広い

年齢層で愛用されていますが、マナーが守られているとは言い難い状況です。

警察庁によると、自転車と歩行者の事故は1999年は801件だったのが、翌年には1872件に急増、昨年は2934件で10年で3.7倍に増加しました。

交通事故全体は減る傾向ですが、自転車事故は2009年に156373件(21.2%)あり、全体に占める割合は年々増えています。

自転車事故件数は、信号無視など自転車に違反があった割合は66.7%で、死亡事故に限ってみると74%とさらに高くなり、自転車の運転マナーの悪さが目立ちます。

また、被害も深刻です。死者数は695人に及び、その64%が65歳以上の高齢者です。

死者数でも交通事故全体に占める自転車事故の割合は14.1%(都内22%)で高まる傾向にあります。

原因は「免許が不要で手軽に乗れる反面、ルールの遵守の意識がまだまだ低い」ことが背景にあるとみて、対策に乗り出しています。

自転車事故の検挙数は2005年は326件に対し、2009年は1,616件と5倍近くに増えた。

警察庁は2008年30年振りに教則を改定。走行中にヘッドホンで音楽を聴く行為や、携帯電話の利用、傘差なども禁止と明示しました。(第七条㉓ヶ月以

下の懲役または5万円以下の罰金)

各地で交通安全講習会を頻繁に開催し、運転マナーの向上を呼び掛けています。

自転車事故は民事上の責任も問われます。未成年者が責任を問われることも多いようです。

平成5年横浜地裁は、携帯電話を操作して片手運転で歩行者にぶつかった事故の訴訟で、運転していた女子高生者の過失を認め約5千万円の支払いを命じました。

自転車には強制保険がありません。加害者が任意の保険に加入していない場合が多く、被害者は救済されない恐れもあります。

これから年末を迎え、例年のことながら交通事故が多発し、自転車事故も急上昇します。

特に高齢者の皆さんは左側通行の励行、夜間ライトの点灯等「自転車安全利用五則」を守りましょう。また、自転車保険にも入りましょう。

「自転車安全利用五則」

- 1 自転車は車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行(右側通行禁止)
- 3 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る

● 飲酒運転・2人乗り・並進の禁止

● 夜間はライトを点灯

(無灯火運転禁止)

● 交差点での信号遵守と一時停止・



「自転車安全利用五則」を守りましよう

公益社団法人として、安全就業の更なる徹底を目指して

●交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

5 子どもはヘルメットを着用
(政府の交通対策本部作成)

参考

(足田智著「自転車の安全鉄則から」)
(平成22年11月22日朝日新聞から)

*

自動車運転を含む業務に

就業中の会員の皆様へ

毎年恒例となっております自動車運転講習を次のとおり行います。

この講習を受けないと、運転を含む業務には就業することができなくなります。

対象：就業中に自動車運転をされる会

員の方で、まだ自動車運転講習を受講されていない方、または平成

19年度に受講された方

時期：平成23年1月～2月を予定

費用：事務局負担分9千円

会員負担分3千円

受講対象となる会員の方には、後日職群を通じてご連絡いたしますので、宜しくお願いいたします。

安全就業に関する重要なお知らせ

公益社団法人として

安全就業の更なる徹底を目指して

会員の皆様もご承知の通り、平成23年度より当センターは公益社団法人としての新たなスタートを切る予定となっております。

公益社団法人化にあたりましては、センター事業の様々な面が適切であるのかどうか、今まで以上の厳しい基準により判断されることとなります。

昨年度・今年度と、当センターでも重篤事故が連続で起こっております。

そうした現状を公益社団法人化の厳しい基準に照らした場合、今までのセンターの安全管理体制では不十分と判断される可能性があり、その場合にはセンターの存続にかかわる問題となりかねません。

そうした問題を踏まえ、去る平成22年10月27日に開催されました「平成22年度第2回安全管理委員及び安全対策推進員合同会議」において次の内容を決定し、安全管理体制の改善を図ることといたしましたのでお知らせいたします。

「屋外作業・技能作業他

各職群における

就業基準の見直しについて」

1. 植木剪定作業・植木トラック運転作業・機械草刈作業・草刈機械運搬整備作業・自転車誘導整理作業・自転車等撤去作業・除草作業の7職群について、まだ内規が設置されていない職群については内規を設置し、すでに内規が設置されている職群については内規を改正するものとする。

2. 設置または改正にあたっては、各職群就業会員と各職群担当職員による話し合いを行い、実際の就業状況に合った内容とする。

3. 内規には、①就業年齢制限②健康状態による就業制限③受注時の作業可否判断基準(例：植木の高さ制限など)④その他安全就業に関するルールとそれに違反した際の罰則基準を定め、必ず明文化する。このうち、年齢制限に関しては必ず定めなければならない。

4. 内規の設置・改正は平成23年1月末日までに行う。



前頁より続き

5. 内規の設置・改正がなされたら、その内容に基づき安全就業基準または就業規程等の改正を行う。

6. 内規及び安全就業基準または就業規程に基づき、安全巡回指導員が巡回指導にあたる。

7. 指導員は、安全管理委員・安全対策推進員から選出するか、上記7職群以外から専任の会員を選出するか、いずれかの方法による。

8. 安全巡回指導員は、巡回指導の結果を安全管理委員・安全対策推進員および各職群担当職員に連絡し、改善を図る。内規及び安全就業基準または就業規程に違反する内容が見られた場合は、先に設置した罰則規定に沿ったペナルティを課す。

今後も事故ゼロを目指し、更なる安全就業の徹底に邁進してまいりますので、会員の皆様のご理解とご協力を宜しくお願い致します。

新規事故発生状況

傷害事故

事故発生日時	傷害の内容	事故の概要	作業内容	再発の防止策
11月7日 14時 就業中	その他 打撲	遊戯施設管理作業中、子供の運転するゴーカートがコースを間違えたために轢かれ、転倒して後頭部を打ちつけた。	遊戯施設管理	子供は時に無茶な行動に出ることがあります。あらかじめ危険を予想しておく、事故に巻き込まれる危険が減らせるでしょう。
11月8日 8時 就業経路上	交通事故 打撲	清掃作業完了後の帰宅途中、自転車で停車中後ろから追突され転倒し、右目上眉あたりを打撲した。	屋外清掃	こちらに非はありませんが、明るい色の服や反射板を身に着けることで、相手からの視認性を高めることができます。

自分には事故は関係ない」と思っていないませんか？
事故は、誰にでも、どんな時でも起こる可能性があります。
事故の実例を確認することでもう一度気を引き締め、安全就業を心がけましょう。

第10回安全推進大会 参加のご案内 ～高齢者の健康維持の為に～

毎年恒例となりました、インストラクターによる楽しい運動の指導を致します。健康維持に役立つ内容となっておりますので、ふるってご参加ください。

日 時：平成23年1月28日（金）

14時開始 16時終了予定

